



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第765号 令和6年11月19日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
552	森林管理重点地域の指定が失効した件	森林土木・保全課
553	道路の区域を変更する件	高規格道路課
554	道路の供用を開始する件	同
555	同	同

徳島県告示第五百五十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和六年十一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域  
吉野川市美郷字大鹿二二四の一及び二二四の二
- 二 指定の効力が失われた日  
令和六年十月二十三日

徳島県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
1	2	鳴門池田	同	美馬市美馬町字竹ノ内二 一八番一地从先から 同 三七番一地从先まで 二	新	一一・七〇 〇・七〇 二二・四	五二・二
			旧			一〇・八〇 〇・七〇 一一・七	五二・二

徳島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

徳島県知事

後藤田

正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	美馬市美馬町字竹ノ内二二八 番一地从先から 同 番一地从先まで 二三七	五二・二	令和六年十一月十九日

徳島県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和六年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

148	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
公園	中部山溪轟	海部郡海陽町平井字下谷八二 番三地先		一〇五・四	令和六年十一月十九日